

しおかせ



No.367 2025 3月号

- 第12回税に関する絵はがきコンクール.....2~3
- 令和7年度上期分口座振替のお知らせ.....4
- 事業報告.....4~5
- 医療百話「近年の肺がん手術」.....5
- 第139回税金よもやま話
 - 「償却資産にかかる固定資産税」.....6
- 第60回「知って得する？」社労士の独り言
 - 「令和6年改正<育児・介護休業法>の
 - ポイントの概要 その1」.....7
- 藤沢税務署からのお知らせ.....8~9
- 地域の会員企業紹介.....10
- おじゃましました少会員訪問
- Vol.056 チガサキフワールゴルフさん.....11

第12回

最優秀賞

(一社)神奈川県法人会連合会へ推薦作品

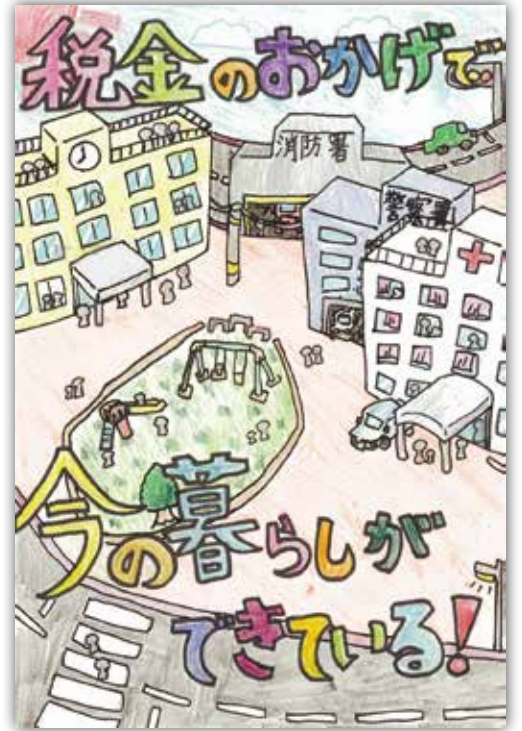
藤沢税務署長賞



藤沢市立富士見台小学校
原 姫那希さん

入賞

藤沢法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。令和6年度は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にある小学校の協力を得て、応募総数292作品の中から15作品を表彰させていただきました。



藤沢市立鵜南小学校 福島 汐南さん

藤沢法人会長賞

女性部会長賞

青年部会長賞



藤沢市立御所見小学校
吉田 陽乃さん



藤沢市立湘南台小学校
神山 真依さん



藤沢市立御所見小学校
石井 良佳さん

税に関する 絵はがきコンクール 応募総数 292 枚



藤沢市立 鶴南小学校
藤野 芹椰さん



藤沢市立 御所見小学校
石川 結衣さん



藤沢市立 浜見小学校
小林 穂乃花さん



藤沢市立 浜見小学校
林 美里さん

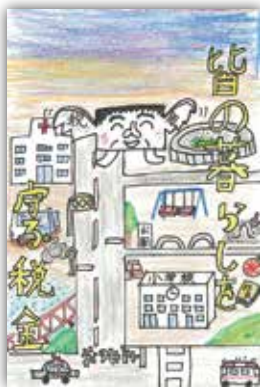


藤沢市立 八松小学校
増田 真也さん

入選



藤沢市立 八松小学校
松田 夏音さん



藤沢市立 村岡小学校
高上 善太郎さん



茅ヶ崎市立 西浜小学校
大島 汐里さん



茅ヶ崎市立 西浜小学校
堀家 大夢さん



茅ヶ崎市立 西浜小学校
光 結埜さん



選考会の様子



11月21日に藤沢法人会館にて、税に関する絵はがきコンクールの優秀作品選考会を開催しました。選考メンバーには、相原会長、吉田青年部会長、女性部会役員のほかに、藤沢税務署より丸山署長、垂野法人担当副署長、二野統括官、三棹上席をお迎えし行いました。選考にあたり、どの作品も税に関する様々な思いが込められ、選考は難航しましたが最優秀賞をはじめとする15作品を選びました。

令和7年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和7年度上期(令和7年4月1日～令和7年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。
また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。
尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和7年5月15日(木)

口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

法人会の事業

1/30(木)

参加人数38名

青年部会主催セミナー&異業種交流会



青年部会が主催するセミナーと異業種交流会が藤沢商工会館ミナパークで開催されました。



今回の講師は、公益社団法人緑法人会青年部会長で、健康経営アドバイザーの河原英人氏をお招きし、「さあ、はじめよう!!健康経営スタートアップ講習」と題する研修会を行いました。



研修会終了後の異業種交流会では、参加者の自社PRや青年部会活動内容についてお話しし、新たに青年部会員としての仲間が多数増えました。

2/6(木)

参加人数49名

女性部会新年賀詞交歓会



女性部会の新年賀詞交歓会が湘南鎌倉クリスタルホテルで開催されました。



今回のアトラクションは、「横浜から一歩も出ない」公言する正真正銘の横浜特化型芸人の「横浜ヨコハマ」さんをお招きし、「横浜漫才」と「50音横浜豆知識」等、盛大に行われました。



2/12(水)

参加人数12名

藤沢西支部ゴルフ(芙蓉カントリー倶楽部)



- 1位 廣瀬美夜子氏 <Artemis(株)>
- 2位 田村 清成氏 <株田村工務店>
- 3位 富崎 亨氏 <株ティディエム湘南>

2/13(木)

参加人数42名

藤沢北・北東支部 新春の集い



藤沢北・北東支部の合同事業として新春の集いが、CHAC ARAで開催されました。

今回のアトラクションは腹話術師のポンちゃん一座さんをお招きし、腹話術ショー等、盛大に行われました。

第52回税務教室[全5回シリーズ] (藤沢法人会館)

1/23(木)

参加人数15名

第2回 減価償却

2/4(火)

参加人数13名

第4回 交際費、寄付金、その他の経費

1/16(木)

参加人数14名

第1回 別表四・五表(概要)/租税公課

1/29(水)

参加人数14名

第3回 給与、保険料

2/14(金)

参加人数15名

第5回 消費税の概要

寒川支部ボウリング大会(寒川セントラルボウル)



寒川支部のボウリング大会が開催されました。競技結果を基にグループ分けを行いそれぞれ表彰しました。

〈男性〉Aグループ

- 1位 青笹 善治氏 (賛助会員)
- 2位 多賀 弘光氏 (株湘南ユニテック)
- 3位 佐藤 友人氏 (株湘南ユニテック)

〈女性〉Aグループ

- 1位 太田 尚子氏 (株湘南ユニテック)
- 2位 新倉 順子氏 (株西湘土木)
- 3位 金子 幸代氏 (神奈川物産株)

〈男性〉Bグループ

- 1位 久保田哲也氏 (株湘南ユニテック)
- 2位 樋口 恭二氏 (三洋興産南)
- 3位 廣田 顕司氏 (株サンエーサンクス)

〈女性〉Bグループ

- 1位 廣田 孝子氏 (株西湘土木)
- 2位 長谷川成美氏 (株土喜土喜キッチン)
- 3位 梅津 京子氏 (株土喜土喜キッチン)

青年部会租税教室

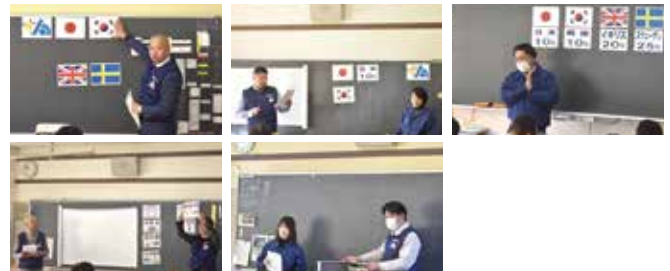
11/5 寒川町立旭小学校

6年生 3クラス 111名



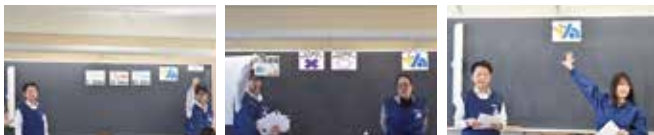
1/14 藤沢市立鶴沼小学校

6年生 5クラス 165名



2/5 藤沢市立善行小学校

6年生 3クラス 73名



青年部会と女性部会では藤沢税務署管内の小学校を対象に租税教室を開催しています。今回は藤沢市内と寒川町内の小学校3校で、税金の使われ方等、税についての授業を行いました。

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
 呼吸器外科 部長
 横田 俊也



近年の肺がん手術について

●肺がんの早期発見と治療の重要性

日本の肺がんの罹患患者数は、2020年には120759人で癌の中では3番目です。肺がんによる死亡数は男性1位、女性2位、総合1位で、2020年の1年間に75585人が亡くなりました。肺がん全体の5年生存率は34.9%ですが、癌による死亡のみを考慮した5年生存率は早い病期のI期では83.5%です。このことから、肺がんは進行すると治りにくい癌ですが、早期に治療を受ければ治療が見込まれます。

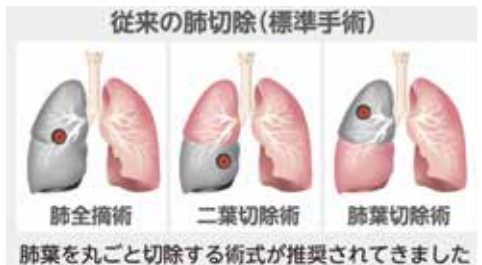
肺がんは特有の初期症状がないことから、早期発見のためには定期的ながん検診を受けることがとても大切です。

肺は左右の胸腔(箱のような胸の空間)にひとつずつ入り、右肺は上葉・中葉・下葉の3つ、左肺は上葉と下葉の2つの肺葉に分かれます。



肺がん手術(肺切除)には、片側の肺を全て摘出する片肺全摘術、二つの肺葉を切除する二葉切除術、一つの肺葉を切除する肺葉切除術、肺葉の一部を切除する区域切除術と部分切除術があります。肺がんの標準術式は、がんの含まれている肺葉を丸ごと切除する肺葉切除以上を行うよう推奨されてきました。近年では、癌が小さいうちに早期発見される方が増えたことや最新の臨床研究などから、肺切除を縮小する機会が増えています。つまり、肺葉切除ではなく、切除する肺を縮小した区域切除が選択されるケースが増えています。肺切除を縮小することで、患者さんの負担軽減となり、呼吸機能温存や早期回復が期待されます。

肺は心臓と血管でつながっており、血管に対する操作が必要なたため精度の高い手術技術が必要です。肺は生命維持にかかわる臓器であるため、綿密な治療計画が必要になります。





償却資産にかかる固定資産税

個人事業主や法人の経営者の皆様にとって、1月は法定調書会計表や給与支払報告書といった複数の役所関係書類がある大変な時期です。そんな1月末を期限とする手続の一つに、償却資産の申告があります。

本稿が掲載される頃には既に今年度の申告は無事に完了されているかと存じますが、今回は償却資産に関する税金、いわゆる償却資産税と、その申告手続について振り返ってまとめてみたいと思います。

1. 償却資産税とは

(1) 償却資産税という税目は存在しない

いきなりですが、実は償却資産税という税目は厳密には存在しません。一般に償却資産税とよばれる税金は、実際は皆様もよくご存じの「固定資産税」に属します。

固定資産税というどうしても土地や家屋に対してかかるイメージがありますが、実際には①土地、②家屋、そして③償却資産に対して課税されます。このうち、③償却資産にかかる固定資産税が、俗に「償却資産税」という呼称で定着しているのです。

(2) 償却資産の申告手続

償却資産税は賦課課税方式、すなわち役所側が税額を計算する税金です。そのため、法人税や所得税のように事業主側が税額まで計算して申告する必要はありません。納税は、あとで役所から送付されてきた納税通知書により行います（なお、免税点は150万円、税率は原則として1.4%です）。

その税額計算の基礎として、事業主は、毎年1月1日時点で所有する償却資産の状況を、その資産が所在する市区町村（東京23区内の場合は所轄の都税事務所）へ、1月末までに所定の申告書に記載して提出しなければなりません。一年の間に購入や売却などの資産の増減があった場合には、その異動も併せて申告します（蛇足ながら、固定資産税の基準日が1月1日なのは、一年で最も資産の異動が少ない日を選んだためと言われています。確かに実務上、あえて元日を契約日とする例は少ないかもしれません）。

なお、申告の対象となるのはあくまで償却資産のみです。その年に例えば家屋の購入や売却があったとしても、その異動の状況までわざわざ申告する必要はありません。

(3) なぜ、償却資産だけ申告を？

既述の通り、固定資産税は①土地、②家屋、そして③償却資産に対して課税されます。このうち①土地と②家屋については、購入や売却の際、当然に法務局で登記を行います。役所側はその登記された情報に基づいて税額計算すればいいので、事業主側が購入や売却したことを申告する必要がないのです（念のため補足しますと、「固定資産税に関する」申告は不要ということです。当然ですが、個人の方が土地や家屋を売却した場合の所得税の譲渡所得は必ず確定申告をお願いします！）。

一方で、③償却資産については事業主側がいちいち登記をいしません。そのため、そのままでは購入等の事実が役所側に把握されず、適正な課税が行われなくなってしまいます。そこで、事業主側が購入等の状況を申告する必要があるのです。

【小括】 償却資産税とは、実は固定資産税です。ただし、同じ固定資産税がかかる土地・家屋と異なり、償却資産の購入や売却は申告が必要となりますので注意しましょう！

2. 償却資産とは

償却資産税の計算の基礎とするため、事業主側は毎年の申告が必要であることを確認しました。では、その申告しなければならない償却資産とは具体的に何なのでしょう。

(1) 償却資産の定義

償却資産の定義は、地方税法第341条第4号に定められています。そのままでは難解なので大幅にかみ砕いて要約しますと、「償却資産とは、減価償却を行う有形資産で事業の用に供することができるものをいう。ただし、いくつかの例外は除く」となります。つまり、業務に使用可能な状態の減価償却資産のほとんどが該当するということになります。具体例としては、製品の加工に使用する機械や在庫管理に使用するパソコン、更には報道機関が取材に使用するヘリコプターといった高額な資産まで含まれます。

ただし、減価償却を行う資産全てが必ずしも償却資産に該当するわけではありません。償却資産に該当するかの判断に注意が必要な、いくつかの例外をみていきます。

(2) 償却資産に該当するか注意が必要なもの

① 建物

建物は確かに減価償却を行う資産です。しかし既述の通り、建物は家屋として既に固定資産税の課税対象となっています。このうえ償却資産にまで含まれては、建物は家屋と償却資産として固定資産税が二重課税されてしまいます。これではあまりに無体なので、建物は償却資産から除外されている、と考えられます。

ただし、建物に取り付けた看板や賃借人による内装工事等は「構築物」や「建物付属設備」として償却資産税の対象となることが十分に考えられますのでご注意ください。

② 自動車や軽自動車

自動車や軽自動車も、まぎれもなく減価償却を行う資産です。しかし、その所有に対しては、皆様もご存じの通り自動車税・軽自動車税という税金が既に課税されています。そこで、二重課税を避けるため償却資産から除外されている、と考えられます。

ただし、大型特殊自動車は自動車税が課税されず、償却資産税の対象となることが十分に考えられますのでご注意ください。

③ 少額減価償却資産及び一括償却資産

中小企業者等の特例である少額減価償却資産（取得価額30万円未満である減価償却資産）と、一括償却資産（取得価額10万円以上20万円未満である減価償却資産）とを選択できる資産については特に注意が必要です。少額減価償却資産は法人税（個人事業主の場合は所得税）の所得計算上は一度に取得価額の全額を経費にできますが、同時に償却資産税の課税対象となります。一方で一括償却資産は、一度に経費にできるのは取得価額の1/3ですが、償却資産税は課税を免れます。

そのため、いずれが有利かはケースにより異なります。両者を選ぶ場合、例えば法人が180,000円のパソコンを購入した場合は、法人税と償却資産税とを併せ考えたうえで有利な経理方法を検討する必要があります（※少額減価償却資産や一括償却資産の制度の詳細は、それ自体が一本の原稿となるレベルですので、今回は省略させていただきます）。

【小括】 償却資産は減価償却資産と似ていますが、必ずしもイコールではありません。内容を把握して、申告漏れや二重課税がないように注意しましょう！

3. まとめ

今回は、償却資産税に関するよもやま話をまとめてみました。償却資産は、その購入や売却等の状況を事業主が自ら申告する必要があり、（特に新規開業された事業主の方にとっては）見慣れぬ手続で戸惑われる場面もあるかと思いますが、また、法人税や所得税などと異なり税額まで自分で計算するわけではないので、とすれば印象が薄くなりがちです。

しかし「どうせ毎年やってないし、これまで何も言われてないからこのままでもいいや」……と軽く考えるのではなく、しっかりと毎年の期限までに適正な申告を行いましょう。わかりにくい箇所がありましたら税理士がお力になりますので、是非お気軽にご相談ください。

第60回

「知って得する?」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

令和6年改正<育児・介護休業法>のポイントの概要 その1
 ~ 令和7年4月1日施行分・「5」を除き全企業が対象 ~



男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

1. 子の看護休暇の見直し … 義務 <就業規則等の見直・要>

改正内容	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで → 小学校3年生修了まで
取得事由の拡大	①病氣・けが } + ③感染症に伴う学級閉鎖等 ②予防接種・健康診断 } + ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	除外できる労働者 } ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満 を撤廃
名称変更	子の看護休暇 → 子の看護等休暇(取得可能日数に変更なし)

2. 所定外労働の制限「残業免除」の対象拡大 … 義務 <就業規則等の見直・要>

改正内容	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者 → 小学校就学前の子を養育する労働者

3. 短時間勤務制度「3歳未満」の代替措置にテレワーク追加 <選択する場合は就業規則等の見直し・要>

改正内容	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	①育児休業に関する制度に準ずる措置 } <代替措置> ②始業時刻の変更等 } + ③テレワーク

※短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で代替措置を講ずることができません。

4. 育児のためのテレワーク導入 … 努力義務 <就業規則等の見直・要>

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されました。

※Q&Aでは、全事業主に対する努力義務なので積極的な措置をお願いします。とありますが、テレワーク等を行うことが業務の性質上困難な労働者には、現行制度における代替措置、①フレックスタイム制、②時差出勤、③保育施設の設置運営等からいずれかを講ずることが求められています。

5. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大 … 義務

改正内容	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業 → 従業員数300人超の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表することとされています。

6. 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 … <労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し・要>

改正内容	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	除外できる労働者 } ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満 を撤廃

7. 介護離職防止のための雇用環境整備
 介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにする為、事業主は以下①~④のいずれかの措置を講じなければなりません(複数の措置を講じることが望ましいとされています)。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
 ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
 ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
 ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

※は「介護休業に関する制度・所定外労働の制限に関する制度・時間外労働の制限に関する制度・深夜業の制限に関する制度・介護のための所定労働時間」の短縮等の措置を言います。

8. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 … 義務
(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
 介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を個別に行わなければなりません。
 ※取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められないとされています。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供
 労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能

※情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行わなければなりません。
 ※情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知しなければなりません。

9. 介護のためのテレワーク導入 … 努力義務 <就業規則等の見直・要>

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されました。

※テレワーク等を行うことが業務の性質上困難な労働者に対する選択的措置に明確な規定がなく、所定労働時間の短縮等の措置を準用し、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制、③時差出勤制度、④介護費用の助成措置から、いずれかを講ずればよいと思慮します。

今回の改正法を就業規則等に分かりやすく規定するにあたり、今一度、従業員全員に育児介護休業法を周知して理解してもらい、男女とも仕事と育児・介護を両立できるようにしましょう。それには、従業員と共に業務の見直し特に労働時間の把握をし、対象男女以外の従業員が負担に感じないような工夫をすることも大事なことでないでしょうか。

出典:厚生労働省ホームページ /https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html
 一部、筆者により削除および加筆・修正をしています。

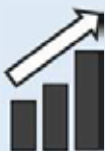
e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◇勘定科目内訳明細書
XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」
に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。



Check



財務諸表データの作成方法

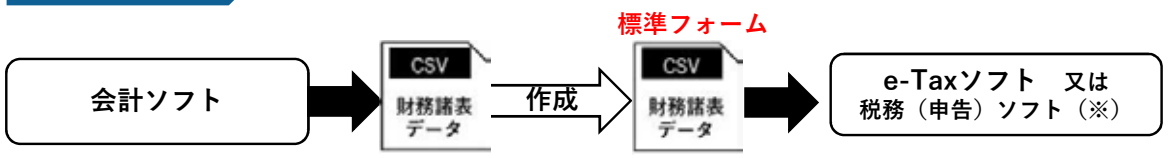
【「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応】

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！
 ※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！
 ※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

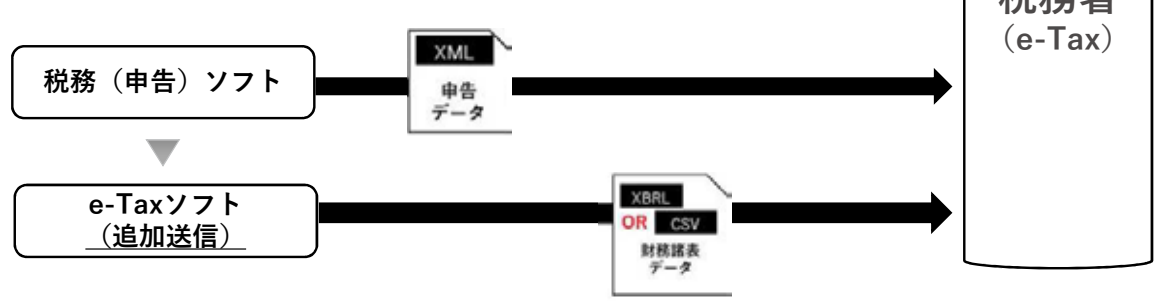


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信

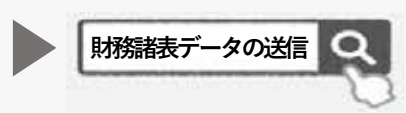


パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。



地域の会員企業紹介

オートフレックス工業 株式会社

業種 製造業
事業内容 樹脂製ホース、加工、製造、販売
 金属製フレキシブルホース、製造、販売
 業務用アイロンホース、製造、販売
 その他、配管等販売

代表者 増田弘幸
住所 藤沢市 本町 3-9-2
電話 0466 (28) 2611
FAX 0466 (27) 3935
HP <https://autoflex.jp/>
メール info@autoflex.jp



ホームページ



衆議院議員あべともこ事務所

事業内容 衆議院議員あべともこの事務所です。
 あべともこの政治活動をサポートし、
 地元のみなさまとつながる拠点です。

代表者 あべともこ
住所 〒 251-0025
 藤沢市鵜沼石上 1-13-13 藤沢共同ビル 1F

電話 0466 (52) 2680
FAX 0466 (52) 2681
HP <https://www.abetomoko.jp/>
メール inochi@shonanfujisawa.com
FB <https://www.facebook.com/profile.php?id=100004675156297>



ホームページ



Facebook

会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面 (中 頁) → **20,000円**
- カラー半面 (中 頁) → **10,000円**
- カラー1/3面(中 頁) → **5,000円**
- カラー1/4面(中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

株式会社 湘南技研

業種 金属プレス加工、
樹脂成形加工(インサート加工)及び試作・金型

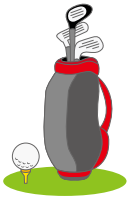
事業内容 精密プレス加工、一体成形加工、各種組立
プレス及び成形の試作から金型製作
アイデア商品の試作及び量産

代表者 栗田光郎
住所 綾瀬市 早川 2647-11
電話 0467 (70) 2061
FAX 0467 (76) 7576
HP <http://shonangiken.jp/>



ホームページ





おじゃましました♪ 会員訪問

vol.056 茅ヶ崎のゴルフ練習場「フラワーコーポレーション」さん



▲常連も多く、現在経営は右肩上がり。
 会員数は200名以上。



▲スクール生はパターやバンカーの練習も可能。
 左打席の用意もあります。



練習すればするほどお得な「チガサキフラワーゴルフ」

茅ヶ崎市円蔵にある「フラワーコーポレーション」は、昭和47年8月設立の、地元で長く愛されているゴルフ練習場です。「私は25歳の時、茅ヶ崎に住む夫の家に嫁ぎました。結婚後は子育てとピアノ教室で忙しく、夫の仕事のことは詳しく知りませんでした。3年前、74歳で夫が他界してしまっただけです。夫は病室からゴルフ場のリニューアル工事の指示を出していたくらいでしたから、さぞ心残りだったと思います」。そう話すのは、現代表の小島光代さん。「親族や周囲からは、(私は) 会社に携わったこともないし、経営はできないだろうからと、閉鎖を勧められました。ですが私は、夫が一体何をやりたかったのかを知っておきたくて…。そんな気持ちから、社長を引き継ぐことを一大決心しました。

ところが、ふたを開けてみると、莫大なローンがあることが発覚。すべての責任がのしかかり、一時は自律神経の衰弱で痩せてしまったそうです。ようや

く落ち着きを取り戻し、改めて社内を見渡すと、スタッフが明るく会話していたり、お客様が楽しそうに練習していることに気づきました。「夫がそんな環境や雰囲気を作っていたんだな、と知ることができました。

いちばんの強みは、料金の安さ。平日のレッスンコースで月受講料3,300円。時間制の打ち放題です。「早くからキャッシュレス決済やアプリを採用していますが、このシステムも先代のアイデアなんです。本当に行動派でしたね。

「今は、藤沢法人会のレディースアカデミーなどに参加し、税金の話など、これまであまり縁のなかった分野と関わることができて、視野が広がっています」と小島さん。「50年以上経つ施設なので、維持メンテナンスに経費はかかりますが、通ってくださるお客様のためにも、できるだけ続けていきたい。そして少しでも社会や地域のお役に立ちたいと思っています」。



プロ講師が丁寧に
 レクチャーします。
 お試し体験レッスンから
 どうぞ!!



日時・回数制限なしのフリーレッスン制。スマホから簡単に予約できます。



株式会社フラワーコーポレーション

茅ヶ崎市円蔵1-20-35

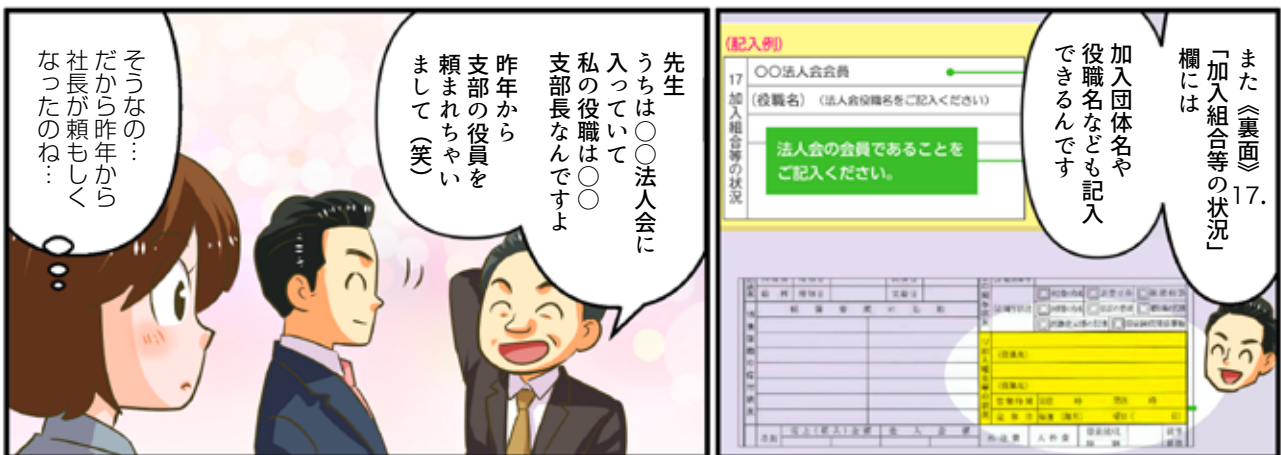
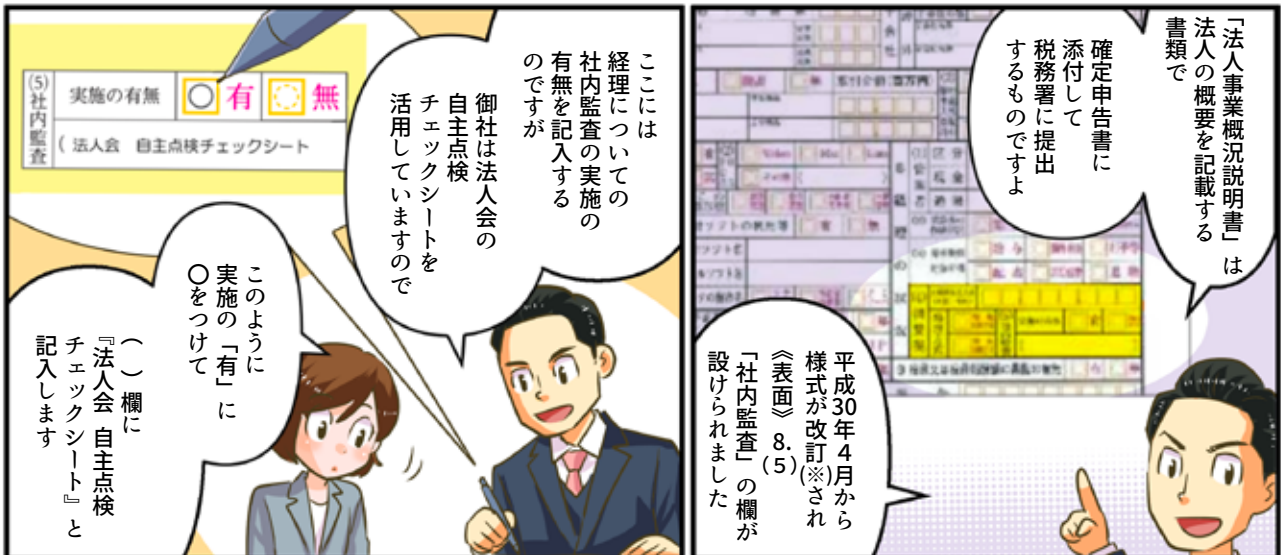
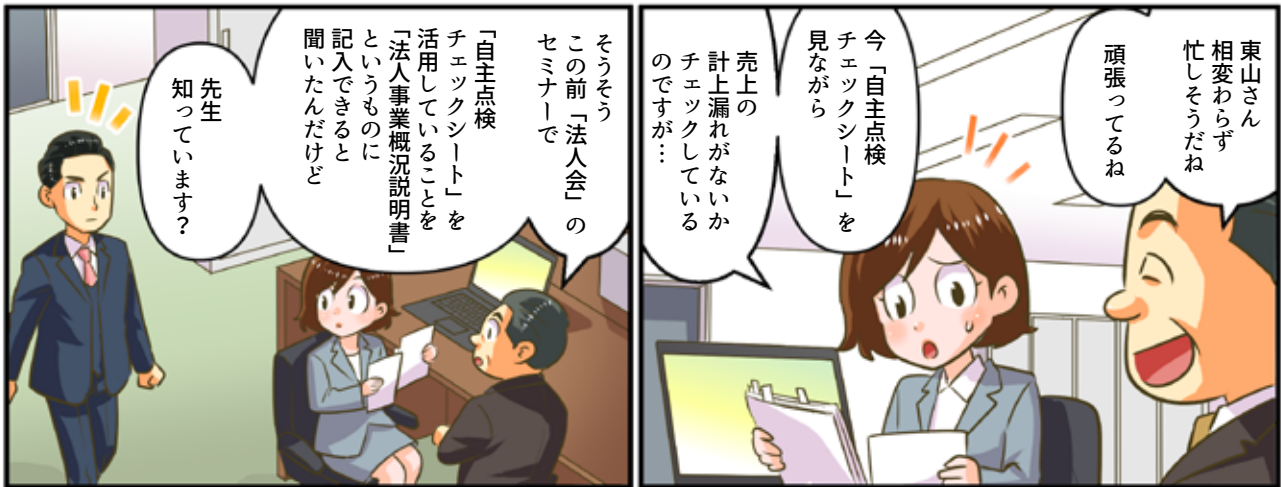
TEL 0467-51-1911 FAX 0467-51-1912

●チガサキフラワーゴルフ

年中無休・営業時間 月-金 9:00-21:00

土・日・祝 8:00-21:00

HP <https://flowergolf.com/> 駐車場47台完備



※平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

お問い合わせ先



公益社団法人藤沢法人会

電話番号 0466 (22) 6444

URL <https://fujisawahojinkai.or.jp/>